

日米特許庁間の審査協力について

資料3

平成14年11月15日
特 許 庁

1. 背景

各国の特許制度が独立している現状において、世界的に権利を取得するためには、同一の内容の出願を世界各国にする必要がある。

このためユーザーの手續・費用の負担が莫大なものとなっている。

また、ほぼ同一内容の出願を重複して審査せざるを得ないため、各国特許庁の業務負担が急増し、出願人の権利取得までの期間が長期化している。

このため、各国特許庁間での審査協力が求められており、知的財産戦略大綱においても、その必要性が指摘されているところである。

(参考)知的財産戦略大綱(抜粋)

(5)国際的な知的財産制度の調和と協力の促進

世界特許システムの構築等に向けた取組の強化

・各国の制度が独立している現状において、世界的に権利を取得するためには、同一の内容の出願を世界各国にする必要があるため、ユーザーの手續・費用上の負担が莫大なものとなっており、また、内容上重複する出願を各国特許庁で審査するため業務負担が急増し、出願人の権利取得までの期間が長期化している。出願の早期権利化とともに各国特許庁の業務負担の軽減を図るため、先行技術調査結果・審査結果の相互利用を含む各国特許庁の協力を推進する。特に、日米特許庁間において、2002年中に先行技術調査結果・審査結果の相互利用に関する検討プロジェクトを立ち上げ、遅くとも2003年末までに、2004年以降の将来計画を決定する。

2. 経緯

- (1) 本年6月に、日米特許庁間で共同プロジェクトを立ち上げることに原則合意した。
- (2) 11月4～8日にウィーンで開催された三極特許庁会合において、日米間では、先行技術調査結果等の相互利用に係る共同プロジェクトの内容について検討が進められ、その骨子を決定した。

(参考) 骨子

試行的な第1段階の共同プロジェクトを、2003年1月より開始。

両庁は、共同プロジェクトの対象となる特許出願リストを全技術分野から作成。

最初に出願を受けた庁が、先行技術調査結果に関する情報を相手国へ提供。

両庁は、交換した情報を用いて特許審査を行い、その利用性を評価。

両庁は、その後の審査結果に至る情報も互いに提供。

(3) なお、日欧間でも、先行技術調査結果の相互利用に関するプロジェクトを両庁間で検討していくこととなった。

3. 今後のスケジュール

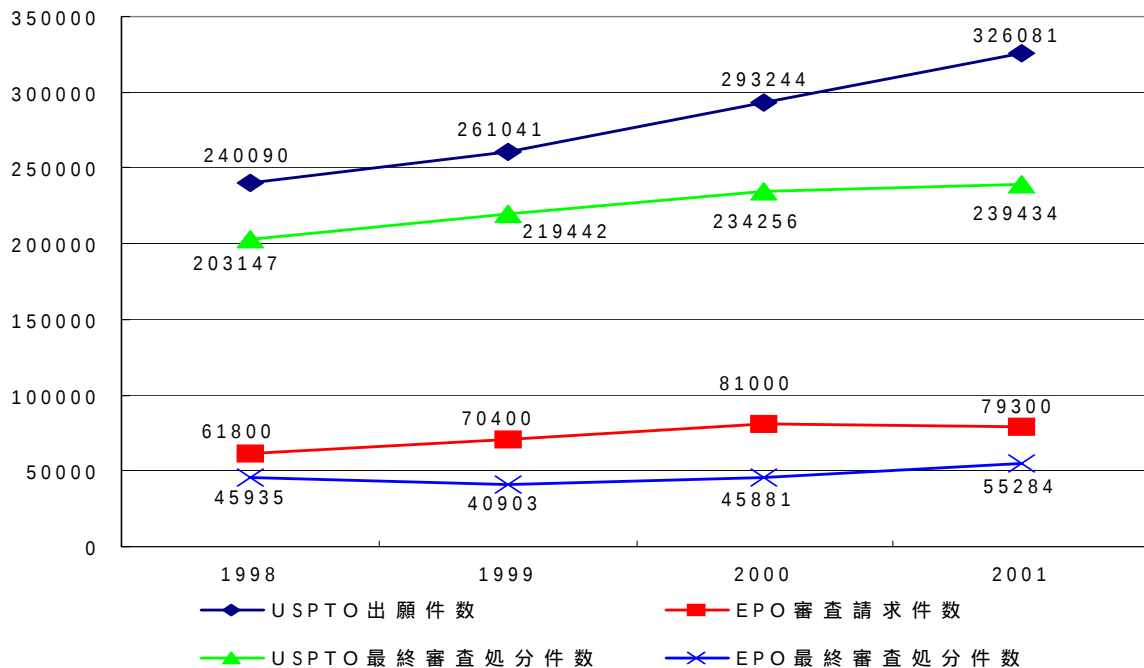
2003年5月 中間レビュー

2003年5月 期間及び条件を定め、共同プロジェクトの第2段階を開始

2003年末 共同プロジェクトの結果を評価

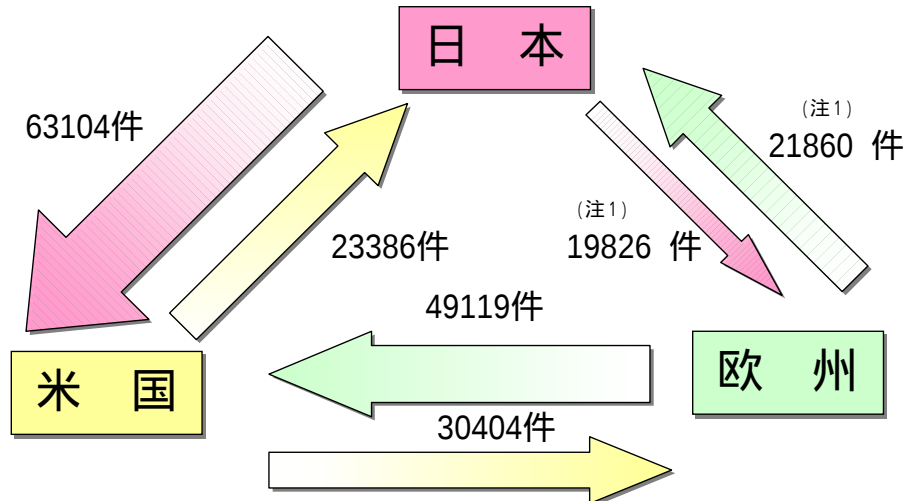
参考 1

米国、欧州の審査の状況



参考2

日米欧三極間の出願件数(2001年)



出所：EPO年報（年）、USPTO年報（会計年度）、JPO出願等統計表（年）記載の出願件数を集計。

（注1）：欧州から日米への件数は、2001年EPC加盟国から出願された件数。日米から欧州への件数は、EPOに対して出願した件数。

参考：日本から米国への出願件数の内訳（1999年）
 パリルート：42,900件（86%）
 PCTルート：6,882件（14%）

参考3

欧州特許庁との審査官交流

	JPO → EPO	EPO → JPO
平成10年	2	2
平成11年	3	3
平成12年	30	11
平成13年	32	31
平成14年	30	30
計	97名	77名

（平成14年は予定人数）

〔派遣分野の例〕

- ・移動体通信
- ・医療、バイオ
- ・光測定
- ・ハイブリッド自動車
- ・半導体
- ・画像圧縮
- ・電子写真
- ・データ交換ネットワーク